

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 公共施設の休館延長について

令和2年4月10日 岩沼市

全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることなどから、政府は去る4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都ほか6府県に緊急事態宣言を発出しました。

宮城県内の感染者数は、ここ数週間増加傾向が続いており、これまでも公共施設の臨時休館を行ってまいりましたが、この期間を再度延長することといたしました。

市民の皆様並びに関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染防止・拡大防止のため、何卒ご理解をお願いします。

記

休館延長期間：5月10日（日）まで。

なお、感染状況により再度延長する場合があります。